

○質屋営業法施行細則

(平成27年11月20日沖縄県公安委員会規則第9号)

改正

平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号

令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第5号

令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「府令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の通数)

第2条 次条の許可申請書及び第6条の許可申請書（法第4条第1項に係るものに限る。）は、それぞれ1通提出するものとする。

(許可の申請)

第3条 法第2条第1項の規定による質屋の許可の申請は、質屋許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

(意見聴取及び証拠提出の通知等)

第4条 法第3条第2項の規定による意見の聴取及び証拠の提出については、意見聴取等通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者が口頭による意見陳述を希望した場合は、当該意見を録取するものとする。

3 前項の規定により意見の録取を行う者は、意見聴取書（様式第3号）を作成するものとする。

(許可をしない旨の通知)

第5条 法第3条第3項の規定による許可をしない旨の通知は、不許可処分通知書（様式第4号）により行うものとする。

(営業所の移転の許可申請等)

第6条 法第4条第1項の規定による営業所の移転の許可申請又は管理者の新設若しくは変更の許可申請、同条第2項の規定による許可の申請書の記載事項の変更の届出及び法第8条第2項の規定による許可証の書換えの申請は、営業内容の変更許可申請書・営業内容の変更届出書・許可証の書換申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項の申請が営業所の移転の許可申請である場合において、府令第4条第2項の規定により準用する府令第2条第5項の規定により添付すべき質物の保管設備の構造概要書は、質屋許可申請書のその3とする。

(廃業又は長期休業の届出等)

第7条 法第4条第2項の規定による質屋の廃業又は長期休業の届出、法第4条第3項の

規定による質屋の死亡の届出又は法第9条の規定による許可証の返納は、廃業届出書・休業届出書・死亡届出書・許可証の返納理由書（様式第6号）により行うものとする。

（休業期間延長の届出）

第8条 府令第7条第2項の規定による休業期間を延長しようとするときの届出は、休業期間延長届出書（様式第7号）により行うものとする。

（営業再開の届出）

第9条 府令第7条第3項の規定による営業を再開しようとするときの届出は、営業再開届出書（様式第8号）により行うものとする。

（質物保管設備の変更の届出）

第10条 府令第9条の規定による質物の保管設備の変更の届出は、質物保管設備変更届出書（様式第9号）により行うものとする。

2 府令第9条の規定により添付すべき変更しようとする部分の構造概要書は、質屋許可申請書のその3を準用するものとする。

（許可証の亡失又は盗難の届出等）

第11条 法第8条第3項の規定による許可証の亡失若しくは盗難の届出又は法第8条第4項の規定による許可証の再交付の申請は、許可証亡失・盗難届出書・再交付申請書（様式第10号）により行うものとする。

（帳簿の毀損、亡失又は盗難の届出）

第12条 法第14条第2項の規定による帳簿の毀損、亡失又は盗難の届出は、帳簿毀損・亡失・盗難届出書（様式第11号）により行うものとする。

（営業の許可の取消し又は停止）

第13条 法第25条の規定による質屋の許可の取消しは取消処分書（様式第12号）により、同条の規定による質屋の営業の停止は営業停止命令書（様式第13号）により行うものとする。

（他の公安委員会への通知）

第14条 法第27条の規定による他の公安委員会への通知は、法令違反行為等通知書（様式第14号）により行うものとする。

（相続人の承認等の手続）

第15条 法第28条第3項第1号又は第5項の承認を受けようとする者は、質契約終了行為者等承認申請書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の申請の承認は、質契約終了行為者承認通知書・質契約終了行為場所承認通知書（様式第16号）により通知するものとする。

3 法第28条第6項の規定による不承認は、質契約終了行為者不承認通知書・質契約終了行為場所不承認通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（本部長への委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、法及び府令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

質屋許可申請書

[別紙参照]

様式第2号（第4条関係）

意見聴取等通知書

[別紙参照]

様式第3号（第4条関係）

意見聴取書

[別紙参照]

様式第4号（第5条関係）

不許可処分通知書

[別紙参照]

様式第5号（第6条関係）

営業内容の変更許可申請書・営業内容の変更届出書・許可証の書換申請書

[別紙参照]

様式第6号（第7条関係）

廃業届出書・休業届出書・死亡届出書・許可証の返納理由書

[別紙参照]

様式第7号（第8条関係）

休業期間延長届出書

[別紙参照]

様式第8号（第9条関係）

営業再開届出書

[別紙参照]

様式第9号（第10条関係）

質物保管設備変更届出書

[別紙参照]

様式第10号（第11条関係）

許可証亡失届出書・許可証盗難届出書・再交付申請書

[別紙参照]

様式第11号（第12条関係）

帳簿毀損届出書・帳簿亡失届出書・帳簿盗難届出書

[別紙参照]

様式第12号（第13条関係）

取消処分書

[別紙参照]

様式第13号（第13条関係）

営業停止命令書

[別紙参照]

様式第14号（第14条関係）

法令違反行為等通知書

[別紙参照]

様式第15号（第15条関係）

質契約終了行為者等承認申請書

[別紙参照]

様式第16号（第15条関係）

質契約終了行為者承認通知書・質契約終了行為場所承認通知書

[別紙参照]

様式第17号（第15条関係）

質契約終了行為者不承認通知書・質契約終了行為場所不承認通知書

[別紙参照]

(その1)

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

氏名又は名称		フリガナ	
		漢 字	
法人等の種別		1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社 4 合資会社 5 その他法人 6 個人	
生 年 月 日		年 月 日	
住 所	都 道 市 区 府 県 町 村		
	電話 () -		
本 (国) 籍			
営 業 所	名 称	フリガナ	
		漢 字	
所	所在地 (住所と同じ場合は、記載を要しない。)	都 道 市 区 府 県 町 村	
		電話 () -	
管 理 者 等	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 保佐人 5 管理人	
	氏 名	フリガナ	
		漢 字	
	生 年 月 日	年 月 日	
	住 所	都 道 市 区 府 県 町 村	
電話 () -			
本 (国) 籍			

- 備考1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(その2)

管 理 者 等	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 保佐人 5 管理人				
	氏 名	フリガナ				
		漢 字				
	生 年 月 日	年 月 日				
	住 所	都 道 府 県 市 区 町 村				
電話 () -						
本 (国) 籍						
管 理 者 等	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 保佐人 5 管理人				
	氏 名	フリガナ				
		漢 字				
	生 年 月 日	年 月 日				
	住 所	都 道 府 県 市 区 町 村				
電話 () -						
本 (国) 籍						
管 理 者 等	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 保佐人 5 管理人				
	氏 名	フリガナ				
		漢 字				
	生 年 月 日	年 月 日				
	住 所	都 道 府 県 市 区 町 村				
電話 () -						
本 (国) 籍						

質物の保管設備の構造概要書		
規模及び構造	規模（床面積、高さ、容積等）	
	構造（耐火金庫の場合は、重量、建物床面への固定状況等）	
設置場所	☐ 営業所内 ☐ 営業所外 1 営業所から保管設備までの距離 2 営業所外に設置する理由	
内部の防湿上の措置		
防火設備	主要構造部の耐火構造等	
	開口部に設置する防火設備	☐ 防火戸 ☐ ドレンチャー ☐ 上記以外の防火設備（具体的に。）
盗難予防設備	開口部に設置する侵入防止設備及び施錠設備	
	非常警報装置の設置状況	
ねずみ等の侵入防止措置		

備考1 保管設備の図面を添付すること。

2 耐火金庫の場合は、当該金庫の仕様書等の写しを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 2 号（第 4 条関係）

沖公委（生企）第 号
年 月 日

意見聴取等通知書

申 請 者 の 住 所
名 称 又 は 氏 名 殿
(法人にあっては、代表者の氏名)

沖縄県公安委員会 印

年 月 日付けであなたから申請のあった質屋営業法第 2 条第 1 項の規定に基づく質屋の許可について審査した結果、許可しないことを予定しています。

あなたは、この審査結果に関して、同法第 3 条第 2 項の規定により意見を述べ、かつ、許可を受けるための証拠を提出することができるので、下記のとおり通知します。

記

意見聴取等の件名	
不許可の原因となる事実	
意見書及び証拠の提出先	
意見書及び証拠の提出期限	年 月 日
参 考 事 項	1 意見書の提出に代えて、口頭により意見を述べることができます。 2 口頭により意見を述べる場合は、「意見書及び証拠の提出期限」欄の提出期限までに、「意見書及び証拠の提出先」欄の部署で意見陳述を行って下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日 意見聴取書 意見聴取者の職名及び氏名 印	
意見聴取の件名	
意見聴取の日時	
意見聴取の場所	
当事者の住所及び 氏名（代理人の住 所及び氏名）	
当事者の意見陳述 の要旨	
その他参考となる べき事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 号（第 5 条関係）

沖縄県公安委員会指令（生企）第 号

不許可処分通知書

申 請 者 の 住 所
名 称 又 は 氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった質屋の許可については、質屋営業法第 3 条第 1 項の規定により許可しないので、同条第 3 項の規定により通知する。

年 月 日

沖縄県公安委員会 印

理 由

（教示事項）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5 号（第 6 条関係）

(その 1)

営業内容の変更 許可申請書
届 出 書
許 可 証 の 書 換 申 請 書

質屋営業法第 4 条 第 1 項 の規定により営業内容の変更の 許可の申請 をします。
第 2 項 届 出

質屋営業法第 8 条第 2 項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

申請者（届出者）の氏名又は名称及び住所

印

許 可 証 番 号		
許 可 年 月 日	年 月 日	
氏 名 又 は 名 称	フリガナ	
	漢 字	

変更事項

変 更 年 月 日	年 月 日	
氏 名 又 は 名 称	フリガナ	
	漢 字	
法 人 等 の 種 別	1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社 4 合資会社 5 その他の法人 6 個人	
住 所	都 道 府 県	市 区 町 村
	電話 () -	
本 (国) 籍		
営 業 所	名 称	フリガナ 漢 字
	所 在 地	都 道 府 県 市 区 町 村
	移 転 事 由	

- 備考 1 申請者（届出者）は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、二重線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 変更年月日欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(その2)

変更事項

変 更 区 分		1 削除：従前の管理者等を削除（旧欄） 2 追加：新たに管理者等を追加（新欄） 3 変更：旧欄に記載した人の届出事項を削除 4 交替：削除と追加を同時に行う。		
変 更 年 月 日		年 月 日		
管 理 者 等	旧	種 別		
		氏 名	フリガナ	
			漢 字	
	生年月日	年 月 日		
	新	種 別		
		氏 名	フリガナ	
			漢 字	
		生年月日	年 月 日	
		住 所	都 道 市 区 府 県 町 村	
	電話（ ） —			
本（国）籍				
変 更 区 分		1 削除：従前の管理者等を削除（旧欄） 2 追加：新たに管理者等を追加（新欄） 3 変更：旧欄に記載した人の届出事項を削除 4 交替：削除と追加を同時に行う。		
変 更 年 月 日		年 月 日		
管 理 者 等	旧	種 別		
		氏 名	フリガナ	
			漢 字	
	生年月日	年 月 日		
	新	種 別		
		氏 名	フリガナ	
			漢 字	
		生年月日	年 月 日	
		住 所	都 道 市 区 府 県 町 村	
	電話（ ） —			
本（国）籍				

様式第 6 号（第 7 条関係）

（その 1）

廃業
休業届出書
死亡
許可証の返納理由書

質屋営業法第 4 条 第 2 項 廃業
第 3 項 の規定により 休業 の届出をします。
死亡

質屋営業法第 9 条 第 1 項
第 2 項 の規定により許可証を返納します。
第 3 項

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

届出者（返納者）の氏名又は名称及び住所

印

許 可 証 番 号			
許 可 年 月 日		年 月 日	
氏 名 又 は 名 称		フリガナ	
		漢 字	
住 所		都 道 府 県	市 区 町 村
		電話（ ） —	
営 業 所	名 称	フリガナ	
		漢 字	
	所 在 地	都 道 府 県	市 区 町 村
		電話（ ） —	

- 備考 1 届出者（返納者）は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、二重線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(その2)

廃業（解散・消滅・死亡・取消）日	年 月 日
休業期間	年 月 日から 年 月 日までの間
発見・回復日	年 月 日

返納理由	1 質屋営業を廃止した。 2 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5 許可が取り消された。 6 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業事由	

備考1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7号（第8条関係）

休業期間延長届出書

質屋営業法施行規則第7条第2項の規定により休業期間の延長を届け出ます。

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許可番号	
許可年月日	年 月 日

氏名又は名称		フリガナ	
		漢 字	
営 業 所	名 称	フリガナ	
		漢 字	
	所 在 地	都 道 市 区 府 県 町 村	
		電話 () -	
休業延長期間		年 月 日から 年 月 日まで	
休業を延長する事由			
参 考 事 項			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 参考事項欄には、現在届け出ている休業期間その他参考事項を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8 号（第 9 条関係）

営業再開届出書

質屋営業法施行規則第 7 条第 3 項の規定により営業の再開を届け出ます。

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日

氏名又は名称		フリガナ	
		漢 字	
営 業 所	名 称	フリガナ	
		漢 字	
所 在 地		都 道 市 区 府 県 町 村	
		電話 () -	
営 業 再 開 日		年 月 日	
参 考 事 項			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 参考事項欄には、休業していた期間その他参考事項を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 9 号（第 10 条関係）

質物保管設備変更届出書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

質屋営業法施行規則第 9 条の規定により、質物の保管設備の変更を届け出ます。

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	

氏名又は名称		フリガナ	
		漢字	
営業所	名称	フリガナ	
		漢字	
	所在地	都道府県	
		電話（ ）－	
工事着工年月日		年 月 日	
工事しゅん工年月日		年 月 日	

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第10号（第11条関係）

許可証 亡失 届出書
盗難
再 交 付 申 請 書

質屋営業法第 8 条第 3 項の規定により許可証を 亡失した ので届け出ます。
盗み取られた
質屋営業法第 8 条第 4 項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

届出者（申請者）の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号			
許可年月日			
氏名又は名称		フリガナ	
		漢字	
営業所	名称	フリガナ	
		漢字	
			都道府県
		市区町村	

業 所	所 在 地	府 県	町 村
		電話 () —	

亡失又は盗難 の日時及び場 所	日時	年 月 日
	場所	

再交付申請の 理由	
--------------	--

備考 1 届出者（申請者）は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第11号（第12条関係）

毀損
帳簿 亡失 届出書
盗難

毀 損 し た
質屋営業法第14条第 2 項の規定により帳簿を 亡 失 し た ので届け出ます。
盗み取られた

年 月 日

警察署長 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許 可 証 番 号			
許 可 年 月 日			
氏名又は名称	フリガナ		
	漢 字		
名 称	フリガナ		

営 業 所		漢 字	
	所 在 地	都 道 府 県	市 区 町 村
		電話 () —	

帳簿を毀損し、亡失し、又は盗み取られた状況	日時	年 月 日
	場所	
	状況	

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第12号（第13条関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号	
取消処分書	
営 業 所 の 住 所 名 称 又 は 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
年 月 日付け第 号で許可した質屋の許可は、質屋営業法第25条	第 1 項 第 2 項 の規
定により取り消す。	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 印	
理 由	

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

停止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処分の理由	

(教示事項) 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 不要の文字は、二重線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14号（第14条関係）

沖公委（生企）第 号 年 月 日 法令違反行為等通知書 公安委員会 殿 沖縄県公安委員会 印 貴公安委員会の 許 可 を 有 す る 質屋に係る 法令違反行為を認知 管轄区域内に営業所を有する 許 可 を 取 り 消 し た の で 、 質 営 業 を 停 止 屋営業法第27条の規定により通知する。	
質屋の住所及び氏名（法人である場合にはその名称及び所在地）	
貴公安委員会の許可を受けた質屋の許可番号及び営業所の名称	
法 令 違 反 者	

申請理由発生日	年 月 日
---------	-------

終了 行為 者	氏 名	フリガナ ----- 漢 字
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	営業主との続柄	
営業所以外で終了 行為を行う場合の 終了行為場所		
終了行為完了期限		年 月 日
返還する質物の件 数及び金額		

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、二重線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第16号（第15条関係）

沖縄県公安委員会指令（生企）第 号	
質契約終了行為者 承認通知書 質契約終了行為場所	
申 請 者 の 住 所 名 称 又 は 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
年 月 日付けで申請の	質契約終了行為者 質契約終了行為場所 については、承認する。
年 月 日	
沖縄県公安委員会 印	

備考 1 不要の文字は、二重線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
様式第17号（第15条関係）

沖縄県公安委員会指令（生企）第 号

質契約終了行為者
質契約終了行為場所

不承認通知書

申請者の住所
名称又は氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

年 月 日付けで申請の
質契約終了行為者
質契約終了行為場所

については、質屋営業法第28条第 6
項の規定により承認しない。

年 月 日

沖縄県公安委員会 印

理由

(教示事項) 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 備考 1 不要の文字は、二重線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。